

平成 年 月 日

各クラブ 各位

旭川ソフトテニス連盟

審判委員長 横道 豊

2級審判員(更新・新規)講習会開催について

日頃より旭川ソフトテニス連盟および審判部に対しご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、2級審判員(更新)の講習会を下記の日程で開催いたしますので、必ず講習会を受講されます様お願い申し上げます。

今回の講習時期(更新手続き)を逃すとすべて新規扱いとなり、平成30年度4月以降での取得となります。 現行の「審判認定書」において審判有効期限(有効期間6年間)のチェックをお願いします。

記

1. 2級更新手続き

平成30年(2018年)3月31日 期限が更新対象者

2. 2級更新講習会

○ 第1回 開催 平成30年2月4日(日) 8:30 受付 ~ 旭川明成高校

○ 第2回 開催 平成30年2月18日(日) 8:30 受付 ~ 旭川明成高校

3. 注意事項

- ・ 審判更新は日連登録がなされていることが必須条件です。(審判のみ更新は不可)
- ・ 審判有効期限は日連システムで最終確認をお願いします。(パソコン管理者確認)  
\*有効期限が記入されていない場合もありますのでご注意ください。
- ・ 新規での研修参加は1年ずれるため、始期 平成29年4月1日~となることをご承知願います。(出来れば、平成30年度4月以降取得を勧めます。)

4. 持参物

- ・ 更新の場合 3,500円 + 1,000円(ハンドブック代) = 4,500円  
※ できるだけ釣銭がないようお願いいたします。(参考 新規4,500円)
- ・ 日連登録証(日連登録No.が分かれば良い)・審判認定証
- ・ 筆記用具(必ず持参)

当日ハンドブックが必要ですので持参ください。但し、ハンドブックの作成年によっては、当日、会場で購入していただきます。

5. 問合せ先

横道 豊 090-2058-9171 (個人携帯)

0166-31-9988 (会社FAX)

以上

「追加 連絡」

- ・日連ハンドブックによると、審判有効期限は6年間ありますが、更新時は講習会にて講習を受講しなければ、更新は不可。
- ・講習会の受講は、6年間の内に受講できる。更新時ではなくとも良い。但し、更新時には、更新料+受講料を添えて申請要である。更新手続きは旭連審判部において行う。

<例>

審判取得 平成22年4月1日から平成28年3月31日（有効期限）

講習会は23年度～27年度内での更新講習会にて受講できる

更新手続 平成28年3月に実施する。（受講料+更新料）

- ・2級審判員（日連登録済）を取得しており、50歳以上であればマスターアンバイヤー」の取得ができる。

費用 20,000円 資格 終身資格、更新手続不要

旭連から推薦状を提出→道連 資格 2級審判員取得から4年以上から可

以上